

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会
役員報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会(以下「当法人」という。)の適正な運営のため、役員報酬等の支給の基準を定めることを目的とする。

(基本的考え方)

第2条 理事及び監事は無報酬を原則とする。ただし、理事会の決議により、理事及び監事には、定款第32条に従い社員総会において定めた役員報酬の総額の範囲内で、月次の報酬又は重要な職務執行の都度の報酬を支給することができる。

(支給額)

第3条 役員報酬を、別表のとおり支給する。

(改廃)

第4条 この基準の改廃は、理事会の決議による。

附 則(平成25年2月24日平成24年度第8回理事会決議)

この基準は、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会の設立の登記の日(平成26年2月3日)より施行する。

附 則(平成30年8月5日平成30年度第3回理事会決議)

この基準は、決議の日(平成30年8月5日)より施行する。

附 則(令和5年3月12日令和4年度第7回理事会決議)

この基準は、決議の日(令和5年3月12日)より施行する。

附 則(令和6年6月16日令和6年度第2回理事会決議)

この基準は、決議の日(令和6年6月12日)より施行する。

別表

報酬支給者	支給要件	報酬金額
専務理事	公益事業の状況報告及び社員総会・理事会議案の作成や執行委員会・理事会の運営管理業務を行うことにより支給する。	月額 100,000 円
理事	<p>理事による重要な職務執行（ただし、会長又は専務理事が承認したものに限る。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際会議（IFAF、オリンピック・パラリンピック競技大会関係、アジア大会、World Games 等）への出席 ・他団体（JOC、JSC、行政組織等）の会議、会合等への出席 ・ボウルゲームでの公務（当法人としての挨拶、表彰式プレゼンター、コイントス、重要スポンサー又は海外からの要人対応 - 例：NFL 関係者、IVY リーグ関係者等） ・加盟団体、重要な協賛企業等が主催する会合やイベントへの出席（役務がある場合に限る）への参加により支給する。 	<p>1 回（複数日に及ぶ場合は 1 日）あたり</p> <p>5,000 円（3 時間まで） 10,000 円（3 時間超）</p> <p>ただし、国際会議及び海外要人対応の場合は、1 回（同）あたり</p> <p>10,000 円（3 時間まで） 20,000 円（3 時間超）</p>
監事	決算の監査業務及び監査報告の作成を行うことにより支給する。	<p>1 回（複数日に及ぶ場合は 1 日）あたり</p> <p>10,000 円</p>
非常勤の外部理事及び外部監事	<p>理事会及び社員総会への出席により支給する。</p> <p>ただし、同日に 2 以上の会議がある場合は 1 回の会議出席とみなし、会議時間（休憩時間は含まない）の合計で支給額を決定する。</p>	<p>1 回あたり</p> <p>15,000 円（2 時間以内） 20,000 円（2～3 時間） 30,000 円（3 時間超）</p>

支給要件発生月の翌月 15 日（15 日が土曜・祭日及び日曜日の場合は、その直前の営業日）までに、銀行振込による現金支給を原則とする。